

古河市自転車用ヘルメット購入費助成事業について

改正道路交通法が本年4月に施行され、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、ヘルメット購入費の一部を助成することにより、ヘルメット着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とします。

1 対象者

- (1) 市内在住の満18歳以下の者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
- (2) 市内在住の満65歳以上の者

2 対象となるヘルメット

「SGマーク」「JCFマーク」「CEマーク」「GSマーク」など安全基準に適合する認証を受けた新品の自転車用ヘルメット

3 助成金額

ヘルメット購入費の2分の1相当額
※上限2,000円（100円未満切捨て）

4 今年度の予算額（要求額）

100万円（500件相当分）
※令和5年第3回定例会補正予算に計上予定

5 実施開始時期

令和5年10月購入分から助成対象